

事務連絡
令和2年12月9日

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局
外国語教育推進室

外国語指導助手の活用における留意事項及び参考情報について

平素より大変お世話になっております。

令和2年8月26日付け事務連絡におきましてご連絡させていただきました通り、海外からの外国語指導助手（ALT）等の入国について、一定の条件の下で認められるようになったことを踏まえ、改めてご留意頂きたい事項や、研修等の参考となる情報につきまして、以下の通り整理いたしました。

各都道府県教育委員会におかれては、このことを域内の市（指定都市を除く。東京都特別区を含む。）町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管部課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所管の学校に対し、附属学校を置く各国立大学附属学校事務主管課におかれては、設置する附属学校に対し、本事務連絡の趣旨についてご周知いただくようお願いいたします。

記

1. ALTが安心して勤務できる環境について

令和2年3月25日付け事務連絡にてお知らせしましたように、ALT等のサービス及び業務体制の確保に関して、適切な対応をお願いいたしますとともに、外国人のALT等に対して、誤った情報に基づく不当な差別、偏見、いじめ、

誹謗中傷等が行われないよう、引き続き対応をお願いいたします。

<参考>

- ・令和2年3月25日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における外国語指導助手（ALT）等の勤務への配慮について」

https://www.mext.go.jp/content/20200326-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

- ・新型コロナウイルス「差別・偏見をなくそう」プロジェクト

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00122.html

- ・（一財）自治体国際化協会多文化共生ポータルサイト

<http://www.clair.or.jp/tabunka/portal/info/contents/114517.php>

2. 新規に採用されたALT向けの研修資料について

文部科学省では、日本の教育制度や教育課程、ALTに期待される役割等について学習できる研修コンテンツ（動画）や学習指導要領（小学校外国語活動・外国語）英訳版（仮訳）等を作成・公表しました。（別添参照）

動画の一部には、JET-ALTを念頭に作成したものもありますが、全体としてはJET以外のALTや、教員研修、教職課程の授業等に幅広く活用いただける内容としています。各学校・教育委員会等において、積極的にご活用いただけましたら幸いです。

<掲載先>

文部科学省外国語教育ホームページ「関連施策」内に、研修コンテンツのURLを集めたページを新たに開設します。（12/14 開設予定）

<https://r.qrqrq.com/75V2RZw8>

- ・YouTube MEXTchannel 「外国語教育はこう変わる！」シリーズ

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbCsze5PvMhQ1TS-jXEZKA4f>

- ・文部科学省外国語教育ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/gaikokugo/index.htm

以上

<本件担当>

文部科学省初等中等教育局
外国語教育推進室 事業推進係

03-5253-4111（内線 3480）

03-67343-480（直通）